# 雇用保険法等の一部を改正する法律附則第二十六条第四項に規定する厚生労働省令で定める事項を定める省令 （平成二十年厚生労働省令第百七十七号）

#### 第一条（労働条件の内容となるべき事項）

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下「改正法」という。）附則第二十六条第一項の規定により提示する労働条件の内容となるべき事項は、次に掲げるものとする。  
ただし、第七号から第十四号までに掲げる事項については、健康保険法（大正十一年法律第七十号）による全国健康保険協会（以下「協会」という。）がこれらに関する定めをしない場合においては、この限りでない。

* 一  
  労働契約の期間に関する事項
* 二  
  就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
* 三  
  始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに職員を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項
* 四  
  賃金（退職手当及び第八号に規定する賃金を除く。以下この号において同じ。）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項
* 五  
  健康保険法による健康保険、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金保険、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による労働者災害補償保険及び雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による雇用保険の適用に関する事項
* 六  
  退職に関する事項（解雇の事由を含む。）
* 七  
  退職手当の定めが適用される職員の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項
* 八  
  臨時に支払われる賃金（退職手当を除く。）、賞与及び次に掲げる賃金並びに最低賃金額に関する事項
* 九  
  職員に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項
* 十  
  安全及び衛生に関する事項
* 十一  
  職業訓練に関する事項
* 十二  
  災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項
* 十三  
  表彰及び制裁に関する事項
* 十四  
  休職に関する事項

#### 第二条（労働条件及び採用の基準の提示の方法）

改正法附則第二十六条第一項の規定による提示は、協会の職員の労働条件及び協会の職員の採用の基準を記載した書面を社会保険庁の職員に交付することにより行うほか、社会保険庁の職員が勤務する場所の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けることにより行うものとする。

#### 第三条（職員の意思の確認の方法）

改正法附則第二十六条第二項の規定による職員の意思の確認は、書面により行うものとする。

#### 第四条（名簿の記載事項等）

改正法附則第二十六条第二項の名簿には、同項に規定する協会の職員となるべき者の氏名、生年月日、所属する機関又は法人の名称、所属する部署及び役職名を記載するものとする。

##### ２

前項の名簿には、協会が必要と認める書類及び当該名簿に記載した職員の選定に際し判断の基礎とした資料を添付するものとする。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。